

令和５年度 西都市入札参加資格審査申請書提出要領 《建設工事》追加受付

令和５年度に西都市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

- 【申請者の資格】 希望業種について、建設業法第３条の規定による許可を受けており、かつ、同法に定める経営事項審査を受けている者。
- 【提出期間】 令和５年１月５日（木）～令和５年２月２８日（火）ただし、土、日、祝日は除く。
- 【受付時間】 午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。
- 【提出場所】 西都市役所 財政課 契約管財係（本庁舎３階） 郵送（最終日必着）または持参
- 【提出方法】 A４フラットファイル－S（色-ピンク）に綴り、表紙及び背表紙に社名を明記してください。
- 【資格認定日】 令和５年４月１日
- 【有効期間】 令和５年４月１日～令和６年３月３１日（１年間）
- 【提出書類】 ●は必須提出、○は該当すれば提出

※委任先が西都市内の場合は市内事業者、宮崎県内の場合は県内事業者となります。

No.	書類の名称	様式等	市内 事業者	県内 事業者	県外 事業者
1	提出書類総括表	市様式	●	●	●
2	入札参加資格審査申請書	市・県・中央公契連統一様式	●	●	●
3	内容一覧表	市様式	●	●	●
4	役員一覧表	市様式※ ^a	●	●	●
5	営業所一覧表	市様式又は貴社様式可	●	●	●
6	公共工事实績書	市様式又は貴社様式可	○	○	○
7	工事实績書に記載した契約書等	写し可	○		

8	技術者名簿又は技術者雇用状況報告書	市様式又は貴社様式可	●	●	●
9	資格証の写し	写し可	●		
10	商業登記簿謄本(法人事業所)又は身分証明書(個人事業所)	写し可※b	●	●	●
11	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	写し可	●	●	●
12	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)	写し可	●	●	●
13	市税(完納)証明書 ※代表者及び事業所分	原本※b	●		
14	都道府県税納税(完納)証明書	写し可※b	●	●	●
15	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3・個人事業所はその3の2)	写し可※b	●	●	●
16	財務諸表		●	●	●
17	建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済加入証明書	写し可	○	○	○
18	西都市との災害時の応援・応急対策に関する協定書写し及び証明書	写し可	○		
19	社会保険への加入を証する書類	写し可※c	○	○	○
20	雇用保険への加入を証する書類	写し可※d	○	○	○
21	特別徴収の領収証書 又は個人住民税の特別徴収実施確認書	写し可 市様式※e	●	●	
22	年間委任状	市様式又は貴社様式可	○	○	○
23	営業所に関する届出書	市様式※f	○		
24	営業所の位置図・営業所の看板等が写った外観写真・事務所内が写った内観写真	任意様式※f	○		
25	電子入札導入スケジュールについて	市内事業者のみ確認 提出の必要はなし			

詳細については、別紙「提出書類総括表」を参照してください。

9. 【市内事業者格付について】

今回の定期受付において、希望順で「土木一式工事」を希望する西都市内事業者につきましては、等級格付けを行います。

10. 【提出書類の留意事項】

※a 市様式にて提出してください。

※b 10、13、14、15については、申請日3ヵ月以内に発行したものを有効とします。

14は委任先がある場合は委任先のものが必要です。

※c 19は経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」が「有」又は「適用除外」の場合は提出不要です。

※d 20は経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「雇用保険加入の有無」が「有」又は「適用除外」の場合は提出不要です。

※e 21の個人住民税の特別徴収実施確認書は事業所のある市町村の住民税担当課で必ず証明を受けてください。

※f 23、24は西都市内に本店以外の支店等を有する方で、西都市法人市民税を課税されている方のみ提出してください。西都市内に本店を有する事業者は提出不要です。

提出された書類に基づき、営業活動の実態がないと疑われる業者に対して、抜き打ちで現地調査を行う場合があります。本調査において、当市の調査を妨害したり、調査の結果、一般的に想定される営業所としての要件（※1）を満たしていないことが判明した場合には、「市内業者」としての認定を行わず、当該業者の本店所在地により「県内業者」または「県外業者」として認定を行います。また、入札参加資格審査申請書への虚偽記載と判断された場合には、入札参加資格そのものの認定を取消す場合もありますので十分にご注意ください。

※1 一般的に想定される営業所としての要件とは

- ① 入札に係る契約を単体で締結する能力を有していること
- ② 単体で業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること
- ③ 業務履行中のトラブルにすぐに対処する体制が整っていること 等

【注意事項】

- 受付票は用意しておりません。申請者にて用意してください。また、郵送にて申請を行い、受付票の返信が必要な場合は返信用封筒を添付してください。受付票、返信用封筒の添付がない場合は、受付票の送付は行いませんのでご注意ください。
- 提出前に必ず不備がないか確認してください。不備がある場合は個別に連絡しますが、令和5年3月31日（金）までに不備が解消されない場合は受付及び資格の認定は行いません。